



PTC ソフトウェア製品 Kepware 製品向けライセンス基盤文書

本書の対象範囲

本書は、PTC の Kepware の各許諾製品に関するライセンス基盤及びライセンス制限を定めている。大半の場合、本書はお客様が PTC から許諾を得たソフトウェアの使用に適用される法定文書の一部を構成する（併せて「ライセンス契約」という）。本書と、お客様によるライセンス購入の根拠となった PTC の見積書／製品スケジュール（以下「見積書／製品スケジュール」という。）との間に不一致がある場合は、見積書／製品スケジュールが優先するものとする。例えば、本書ではある製品がある特定の方法で使用許諾されるとされている場合であっても、見積書／製品スケジュールに記載された製品名に異なる使用許諾基準が指定されている場合は、見積書／製品スケジュールが優先するものとする。PTC は隨時本書を更新することができるが、お客様による各購入には、購入時点で有効な本書の最新バージョンが適用されるものとする。

共通ライセンス基盤の記述

「指定コンピューター」(DC) :当該製品は、当初インストールされた指定コンピューターにおいてのみ操作が許可される。外部デバイス、ポータブルデバイス、又はリムーバブルデバイス（USB ドングル、NAS、ルーター、メモリスティック、USB ドライブ、外部ハードドライブなど）にインストールする方法又は別 の方法によって、指定コンピューター製品をあるコンピューターから別のコンピューターに移動することは認められない。

「デモ及びテスト」: 「デモ及びテスト」又は「非生産」を原則として（又は同様の指定に基づき）使用許諾される製品であり、当該許諾ソフトウェアを生産環境において使用することはできない。

「パッケージ」(P) : PTC 製品パッケージを構成するそれぞれのコンポーネント（構成品）の使用許諾基準は、当該コンポーネントが別々に使用許諾された場合と同じものとする。但し、それぞれのパッケージのコンポーネントがパッケージのペースシート（主要製品）と共に使用される場合を除くものとする。例えば、Creo Enterprise XE Package にバンドルされた Windchill PDMLink と Windchill ProjectLink の登録ユーザーライセンスは、登録ユーザー基準で使用許諾され、1人の Creo ユーザーとの組み合わせで割り当てられなければならない。

「バンドル」(B) : PTC の各バンドル製品には、複数の異なる PTC の許諾製品が含まれており、当該各許諾製品の使用許諾基準は、同一バンドルに含まれる他の許諾製品と異なる場合がある。Kepware 製品が ThingWorx バンドルの一部として販売される場合、当該バンドルに含まれる Kepware 製品は、当該バンドルに含まれる ThingWorx 製品にデータを提供することに限り使用することができる。

ライセンス制限



サブスクリプションについて：「サブスクリプション」とは、製品名、見積書／製品スケジュール、注文契約書その他の注文書類、及び／又は請求書において規定された期間にわたり有効となるライセンスが含まれたオンプレミスのライセンスタイプであり、かかるライセンスには、当該ライセンス期間中に追加料金の発生しないサポート・サービスが含まれる。

仮想化技術（Virtualization Technology）について：PTC が上記ライセンス方式を行使するため又は当該ライセンス方式の意図する内容を回避するために採用するライセンス制御機能を回避するための仮想化技術の使用は禁止されており、お客様のライセンス契約違反となる。ただし、お客様は、以下の条件を満たす場合に限り、仮想マシン又はコンテナ上に Kepware ライセンスをインストールすることが許可される。

- (i) お客様は、本ソフトウェアが動作するコンテナ又は仮想マシンの各インスタンスごとに、別途ライセンスを購入する必要がある。
- (ii) 仮想マシンが稼働しているコンピュータネットワーク内の指定コンピュータのホストオペレーティングシステムに本ソフトウェアをお客様がインストールする場合、お客様は当該ホストオペレーティングシステム及び稼働中の各仮想マシン又はコンテナについて、有効かつ全額支払済みのライセンスを保有している必要がある。

「仮想マシン」とは、ソフトウェアベースの仮想サーバー、コンピュータ、又はプロセッサーを意味する。

「コンテナ」とは、コード、ランタイム、システムツール、ライブラリ、設定をパッケージ化したソフトウェアベースの分離環境を指し、アプリケーションが異なるコンピューティング環境で一貫して実行できるようにするものである。

アップグレード：許諾製品を旧バージョンからアップグレード版として許諾する場合、お客様は、PTC がアップグレード対象として認定した旧バージョンについて、事前に有効なライセンスを保持していかなければならない。さらに、お客様は、当該アップグレード版を入する時点で、当該旧バージョンにかかるサポート・サービス契約が有効に継続していかなければならない。アップグレード版をインストールした後は、当該アップグレード版として許諾された当該ソフトウェアが、お客様のアップグレード適格性の基礎となった旧バージョンを交換又は補完するものとなり、お客様は当該旧バージョンを継続して使用することはできない。

サブスクリプションへのコンバージョン（移行／交換）：製品説明に「Subscription Conversion」「サブスクリプションへのコンバージョン」又は「移行」「交換」という文言が含まれる場合、それはお客様がライセンスを永久ライセンスマルからサブスクリプションモデルへ移行することを意味する（上記記載のとおり）。この場合、お客様は従前保有していた永久ライセンスを使用する権利を失い、廃止のため当該ライセンスを返却する義務を負う。以後、ライセンスはサブスクリプションライセンスとして付与される。

KEPWARE ライセンスマル

すべての Kepware 製品（Kepware Server 及び Kepware Edge を含む）

これらの製品は、上記の「共通ライセンス基盤の記述」の箇所において概説されている指定コンピューター (DC) という使用許諾基準に該当する。これらの製品は、注文書類又は見積書／製品スケジュールに記載されたお客様の所在地（所在場所）に出荷されるが、お客様は、許諾製品の使用をインストール国に限定することに関するライセンス契約の制限にもかかわらず、適用されるすべての輸出法、制限及び規制を遵守することを条件に、世界中のお客様の拠点でこれらの製品をインストール、操作、及び使用することができるものとする。お客様はさらに、注文書類又は見積書／製品スケジュールに記載されているイン



ストール場所以外の場所でのこれらの製品の使用に起因するすべての税金、関税ならびにその他の手数料及び金額に対して責任を負うことに同意するものとする。

Kepware+ライセンスには、オンプレミス環境における Kepware の指定コンピュータインスタンスが含まれる。さらに、お客様がオプションで利用可能なコンポーネントが含まれており、これはオンプレミスライセンスを管理するために使用できる。このコンポーネントは、PTC が SaaS ベースでホストしている。SaaS コンポーネントに適用される条件については、<https://www.ptc.com/en/documents/legal-agreements/cloud-terms#technologies> で入手可能な Kepware+ サービス記述書を参照のこと。